

令和3年5月21日

保護者様

京都市立下鴨中学校
校長 西村周

災害に対する非常措置についてのお知らせ

新緑の候、保護者の皆様方には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、大雨の季節に伴い、今後の台風の接近など、想定される災害に対しての非常措置についてまとめましたのでお知らせ致します。今後、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。

また、「特別警報」発令の場合は措置が異なります。(裏面参照)

言己

1. 台風について

(1) 登校前に「暴風警報」が発令された場合

「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

なお、「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

| 暴風警報解除の時刻等 | 措置 | 給食 |
|------------------|---------|----|
| 午前7時までに解除になった場合 | 平常授業 | 有り |
| 午前9時までに解除になった場合 | 3校時から始業 | 有り |
| 午前11時までに解除になった場合 | 5校時から始業 | 無し |
| 午前11時現在、警報発令中の場合 | 臨時休業 | 無し |

※生徒手帳 P. 71 にも記載

(2) 在校中に「暴風警報」が発令された場合

直ちに臨時休業とします。気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかを決定します。

(3) 休日に「暴風警報」が発令された場合

部活動中に暴風警報が発令された場合は、上記と同様に気象状況等を考慮し、速やかに下校するよう指導を行います。また、活動実施の有無については各顧問より連絡します。

2. 地震について

(1) 登校前 京都市域において「震度5弱以上」が観測された場合

原則として、次の登校日（下校後、午前0時までに発生した場合は

「翌日」、午前0時以降、登校園前までに発生した場合は「当日」）を臨時休業とします。

※「震度5弱以上」が観測された場合とは、左京区だけではなく、京都市域のいずれかの行政区であることに注意すること。

※休業日、休業前日の下校後に発生した場合、原則として休業明けの登校

日を臨時休業とする（例：金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、翌月曜日は休業とする。）が、安全が確認され、授業等を実施する場合は、ホームページやPTAメール等により、授業を実施する旨を連絡します。

(2) 在校中 京都市域において「震度5弱以上」が観測された場合

直ちに臨時休業とします。帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、安全を確認した後、帰宅させるかを決定します。

3. 大雨・洪水などについて

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

※水災害の避難指示が松ヶ崎小・葵小・下鴨小学区に発令されている場合は暴風警報の基準に準じて休校措置を取ります。

特別警報発令について

①「特別警報」が午前0時現在、発令されている場合は、その日は

「臨時休業」

②「特別警報」が下校後から発令され、午前0時までに解除された場合は、翌日は「5校時から始業」

③「特別警報」が在校中（学校に登校後）発令された場合は、ただちに「臨時休業」

※③の場合、生徒は学校に留め置き。生徒の安全確保に努めます。

以上、お子たちにもその旨ご指導いただきますようお願い致します。

この案内プリントは1年間大切に保管いただきますよう、合わせてお願い致します。また、下鴨中学校ホームページにも掲載しますので、ご覧ください。